

家庭用GCH契約

令和1年10月1日

因の島ガス株式会社

目次

1. 目的	1
2. 用語の定義	1
3. 適用条件	1
4. 契約の締結	1
5. 使用量の算定	2
6. 料金	2
7. 単位料金の調整	2
8. 設置確認について	3
9. その他	4
付 則 1. 実施の期日	4
別 表 1. ガス料金の算定方法	4
2. 料金表	5

1. 目的

この契約は、家庭用ガスセントラルヒーティングシステム（以下「家庭用GCHシステム」といいます。）の普及を通じ、当社の製造・供給設備の効率的利用を図り、以って合理的・経済的なガス需給の確立に資することを目的とします。

2. 用語の定義

- (1) 「家庭用GCHシステム」とはエネルギー源としてガスを使用し、放熱器を接続する機能を有する熱源機により、設置した放熱器に温水を供給して暖房・乾燥等を行うシステムをいいます。
- (2) 「専用住宅」とは居住の目的だけに建てられた住宅で、店舗・作業場・事務所などの業務に使用するために設備された部分がない住宅をいいます。
- (3) 「複合住宅」とは居住部分と店舗・作業場・事務所などの業務に使用するために設備された作業部分がある住宅をいいます。
- (4) 「その他期」とは4月使用分（3月検針日の翌日から4月検針日まで）から11月使用分（10月検針日の翌日から11月検針日まで）の8か月間をいいます。
- (5) 「冬期」とは12月使用分（11月検針日の翌日から12月検針日まで）から3月使用分（2月検針日の翌日から3月検針日まで）の4か月間をいいます。
- (6) 「消費税等相当額」とは、消費税法にもとづき消費税が課される金額に、消費税法にもとづく税率を乗じて得た金額、および地方税法にもとづき地方消費税が課される金額に、地方税法にもとづく税率を乗じて得た金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。
- (7) 「単位料金」とは、7に定める基準単位料金または調整単位料金をいいます。

3. 適用条件

専用住宅または複合住宅において、家庭用GCHシステムを使用する需要家（ガスの使用用途が家庭用に限ります。）で、お客さまがこの契約の適用を希望される場合に申し込むことが出来ます。

4. 契約の締結

- (1) この契約は、当社が申し込みを承諾したときに成立いたします。
- (2) 申し込みの際は、所定の申し込み用紙により申し込んでいただきます。
- (3) 契約期間は、お客さまから申し込みのあった日の次の検針日の翌日から、その申込日の属する月の翌月を起算月として12か月目の月の検針日までといたします。ただし、契約期間満了時において当社とお客さまの双方が契約内容について異議のない場合には、契約は、契約満了日の翌日からその満了日の属する月の翌月を起算月として12か

月目の月の検針日まで同一条件で継続するものとし、以降も同様といたします。

- (4) 当社は、本契約の契約満了前に解約又は小売供給約款に定める料金への変更をしたお客さまが、再度同一需要場所で本契約の申し込みをする場合、その適用開始の希望日が過去の契約の解除の日又は契約種別の変更の日から1年に満たない場合には、その申し込みを承諾しないことがあります。ただし、設備の変更又は建物の改築のための一時不使用による解約又は契約種別の変更の場合はこの限りではありません。((5) において同じ)
- (5) 当社は、本契約の契約期間満了前に他の契約種別（小売供給約款に定める料金を除きます）への変更を申し込みされた場合には、その申し込みを承諾しないことがあります。

5. 使用量の算定

各月使用分の使用量は、前月の検針日および当該月の検針日におけるガスメーターの読みにより算定いたします。

ただし、当該月の検針日以降、当該月内に解約を行った場合には、当該月の検針日および解約を行った日のガスメーターの読みにより算定いたします。

6. 料金

- (1) 料金の支払期限日につきましては、支払義務発生日の翌日から起算して50日以内といたします。
- (2) 当社は、別表の料金表を適用（料金表の基本料金、基準単位数料金又は7の規定により調整単位数料金を算定した場合は、その調整単位数料金を用います。）して、ガス料金を算定いたします。

7. 単位数料金の調整

- (1) 当社は、毎月、(2) ②により算定した平均原料価格が(2) ①に定める基準平均原料価格に対して上回り又は下回る場合は、次の算式により別表の料金表の基準単位数料金に対応する調整単位数料金を算定いたします。この場合、基準単位数料金に替えてその調整単位数料金を適用してガス料金を算定いたします。なお、調整単位数料金の適用基準は、別表の1 (3) のとおりといたします。

イ. 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

調整単位数料金（1立方メートル当たり）

$$= \text{基準単位数料金} + 0.089 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円} \times (1 + \text{消費税率})$$

ロ. 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

調整単位数料金（1立方メートル当たり）

＝基準単位料金－0.089円×原料価格変動額／100円×（1＋消費税率）
（備考）

上記イ、ロの算式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は切り捨ていたします。

（2）（1）の基準平均原料価格、平均原料価格、原料価格変動額は、以下のとおりいたします。

①基準平均原料価格（トン当たり）

69,130円

②平均原料価格（トン当たり）

別表1（3）に定められた各3か月間における貿易統計の数量及び価額から算定したトン当たりLNG（一般用）平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。）とLPG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。）をもとに次の算式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。

（算式）

$$\begin{aligned} \text{平均原料価格} &= \text{トン当たりLNG（一般用）平均価格} \times 0.9738 \\ &+ \text{トン当たりLPG平均価格} \times 0.0284 \end{aligned}$$

③原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。

（算式）

イ. 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{平均原料価格} - \text{基準平均原料価格}$$

ロ. 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{基準平均原料価格} - \text{平均原料価格}$$

8. 設置確認について

（1）当社は、申し込み時に家庭用GCHシステムが設置・使用されているかどうかを確認させていただきます。また、契約継続期間中に家庭用GCHシステムが設置・使用されているかどうかを確認させていただく場合があります。これらの場合には、正当な事由がない限り、機器の設置場所への立ち入りを承諾していただきます。万一、立ち入りを承諾していただけない場合、当社はこの契約の申込みを承諾しない、またはすみやかにこの契約を解約し、解約日以降は小売供給約款を適用する場合があります。

（2）家庭用GCHシステムを取り外された場合は、ただちにその旨を当社へ連絡していただきます。

9. その他

その他の事項については、ガス小売供給約款を適用いたします。

付 則

1. 本契約の実施期日

本契約は、令和1年10月1日から実施いたします。

2. 本契約の実施に伴う切り替え措置

当社は令和1年9月30日以前から継続して供給し、令和1年10月31日までに支払義務が初めて発生するものについては、本契約変更前の契約(家庭用 GCH 契約)に基づき算定するものといたします。

(別 表)

1. ガス料金の算定方法

(1) ガス料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。

(2) 従量料金は、基準単位料金または8の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。

(3) 調整単位料金の適用基準は、次のとおりといたします。

- ① 料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間のガス料金の算定にあたっては、前年1月から当年1月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ② 料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間のガス料金の算定にあたっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ③ 料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間のガス料金の算定にあたっては、当年1月から当年3月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ④ 料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間のガス料金の算定にあたっては、当年2月から当年4月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑤ 料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間のガス料金の算定にあたっては、当年3月から当年5月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑥ 料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間のガス料金の算定にあたっては、当年4月から当年6月までの平均原料価格にもとづき算

定した調整単位料金を適用いたします。

- ⑦ 料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間のガス料金の算定にあたっては、当年5月から当年7月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑧ 料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間のガス料金の算定にあたっては、当年6月から当年8月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑨ 料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間のガス料金の算定にあたっては、当年7月から当年9月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑩ 料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間のガス料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑪ 料金算定期間の末日が2月1日から2月28日（うるう年は2月29日）に属する料金算定期間のガス料金の算定にあたっては、前年9月から11月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑫ 料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間のガス料金の算定にあたっては、前年10月から12月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。

(4) 料金算定期間の末日が4月1日から11月30日に属する場合にはその他期基本料金を、12月1日から3月31日に属する場合には冬期基本単位料金を適用いたします。

2. 料金表

(1) 基本料金

	冬期	その他期
1 か月につき	2,310.00 円 (税込)	2,090.00 円 (税込)

(2) 基準単位料金

1 立法メートルにつき	198.27 円 (税込)
-------------	---------------

(3) 調整単位料金

(2) の基準単位料金をもとに、7の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。